

兵庫県公報

平成25年3月5日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（県民生活課）	1
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	4

公布された法令のあらまし

●県民ボランティア活動の促進等に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第2号）

特定非営利活動促進法の規定によりその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして認定を受けた特定非営利活動法人について県民からの寄附を促すことにより、その活動基盤を安定させ、県民ボランティア活動が一層促進されるよう関係条例について所要の整備を行うこととした。

●本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

県が保有する債権について、その管理事務の効率化及び適正化を図るため、次のとおり関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 知事が本人確認情報を利用し、又は他の執行機関に提供することができる事務に、債権の徴収に関する事務を追加することとした。
- 2 債務者の所在が長期間不明であること等により整理が困難となっている債権について、一定の事由に該当するときは、知事は、議会の議決を経ずに当該債権を放棄することができることとした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 住宅に困窮している要件を満たす福島復興再生特別措置法に規定する居住制限者については、普通県営住宅又は特定改良県営住宅に入居することができるその他の要件を満たす者とみなすこととした。
- 2 普通県営住宅及び改良県営住宅に係る平成25年度の家賃の算定方法の見直しに伴い、同年度前から引き続き当該住宅に入居している者の家賃について、所要の整備を行うこととした。

条 例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第2号

県民ボランティア活動の促進等に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例

（県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部改正）

第1条 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条」を「第47条・第48条」に改める。

第47条に見出しとして「(補則)」を付し、同条を第48条とする。

第5章中第48条の前に次の1条を加える。

（寄附金税額控除の適用）

第47条 県内に住所を有する個人が、県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等（認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に対する当該認定特定非営利活動法人

等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を支出したときは、兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）で定めるところにより、当該個人に対する県民税の課税について寄附金税額控除の適用があるものとする。

（兵庫県税条例の一部改正）

第2条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項に次の1号を加える。

- (3) 県内に主たる事務所を有する認定特定非営利活動法人等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいう。以下この号において同じ。）に対する当該認定特定非営利活動法人等の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の県税条例」という。）第18条の3第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する同項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 3 前項の納税義務者が同項に定める日以後に支出する県内に主たる事務所を有する旧認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に対する当該旧認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金については、改正後の県税条例第18条の3第1項第3号に掲げる寄附金とみなして、同項の規定を適用する。



本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第3号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例及び貸付金の返還の免除に関する条例の一部を改正する条例

（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正）

第1条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中1を1の2とし、1の2の前に次のように加える。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による同法第56条第2項の徴収金の徴収（滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の2中「第68条第2項」を「第68条第4項」に改め、同表2の次に次のように加える。

- 2の2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による同法第63条の返還金又は同法第77条第1項若しくは第78条の徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の5の次に次のように加える。

- 5の2 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による同法第12条第2項の返還金その他の返還金又は同法第23条第1項の徴収金の徴収（同条第2項において読み替えて準用する国民年金法（昭和34年法律第141号）第97条第1項の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の6の次に次のように加える。

- 6の2 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による同法第16条に規定する母子福祉資金貸付金又は同法第32条第5項に規定する寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の徴収（母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第17条（同令第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の10の次に次のように加える。

10の2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による同法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第2条に規定する農業改良資金に係る償還金の徴収（同法第11条の違約金の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

10の3 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）による同条例第2条第1号に規定する県営住宅の家賃、同条例第18条第1項第1号若しくは第2号の敷金、同条例第33条第1項の共益費又は同条例第47条第3項若しくは第4項の徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の11の次に次のように加える。

11の2 兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）による同条例第9条第1項又は第2項の使用料の徴収（延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の13中「第12条の2第1項」を「第12条の3第1項」に改め、同表13の次に次のように加える。

13の2 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）による同条例第3条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の14中「による」の右に「同条例第6条第1項若しくは第2項の掛金の徴収又は同条例第8条第1項若しくは第2項の」を加え、同表16の次に次のように加える。

16の2 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）による同条例別表第2に規定する土地占用料の徴収（同条例第4条の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

16の3 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第31号）による同条例第2条第1項の占用料の徴収（海岸法（昭和31年法律第101号）第35条第2項の延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

16の4 港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第32号）による同条例第2条第1項の占用料の徴収（同条例第5条の過怠金並びに延滞金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

16の5 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校その他の施設に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において看護師等の業務に従事しようとするもの及び大学院の看護学を専攻分野とする修士課程に在学する者で、県の区域内の病院、保健所等において保健師、助産師又は看護師の業務に従事しようとするものに対して貸与した修学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の20中「貸付け」の右に「の決定又はその返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）」を加える。

別表第3の1の項事務の欄を次のように改める。

- (1) 市町村立学校職員退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和37年兵庫県条例第3号）による市町村立学校の職員の退職年金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 県の区域内の高等学校の定時制若しくは通信制の課程に在学する勤労生徒又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労生徒（県の区域内に住所を有する者に限る。）に対して貸与した奨学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和62年政令第102号）第1条第26号に規定するところにより高等学校、高等専門学校、短期大学若しくは大学に在学する者に対して貸与した奨学資金又はそれらの者に対して貸与した入学時における通学用品若しくは学用品の購入のための資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校若しくは特別支援学

校の高等部又は教育長が指定する専修学校の高等課程に在学する者に対して貸与した奨学資金に係る返還金の徴収（延滞利息の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第3の2の項中「第94条第1項」を「第94条」に改め、同表3の項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

3 公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第51条の4第4項の放置違反金の徴収（同条第13項後段の延滞金及び手数料並びに滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

（貸付金の返還の免除に関する条例の一部改正）

第2条 貸付金の返還の免除に関する条例（昭和39年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名中「貸付金の返還の免除」を「県が保有する債権の放棄」に改める。

本則中「貸付金」の右に「に係る債権が規則その他の規程に定める事由に該当するときは、当該債権を放棄し、当該貸付金」を加え、本則第5号中「又は」を「若しくは」に改め、「勤労生徒」の右に「又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労生徒（県の区域内に住所を有する者に限る。）」を加え、「修学資金」を「奨学資金」に改め、本則第6号中「又は」を「若しくは」に改め、「高等部」の右に「又は教育長が指定する専修学校の高等課程」を加え、「修学資金」を「奨学資金」に改め、本則を第2条とし、同条の前に見出しとして「(放棄)」を付し、第1条として次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、県が保有する債権（金銭の給付を目的とする権利をいう。以下同じ。）について、知事が放棄することができる場合を定めるものとする。

本則に次の2条を加える。

第3条 知事は、県が保有する債権（時効による消滅について、時効の援用を要しないものを除く。以下「私債権」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該私債権を放棄することができる。

- (1) 消滅時効が完成し、かつ、債務者が債務を履行する見込みがないとき。
- (2) 債務者が死亡し、債務者の相続人が限定承認をした場合において、その相続財産の価額が強制執行に要する費用の額及び私債権に優先して弁済を受ける他の債権の額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき。

（報告）

第4条 知事は、前条の規定による放棄をしたときは、その旨を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第4号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。
第10条第3項を次のように改める。

- 3 普通県営住宅については、次に掲げる者であって、第7条第1項第4号に掲げる要件を満たすものを同項第1号から第4号までに掲げる要件を満たす者とみなす。ただし、第1号に掲げる者にあつては、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項第1号の災害の発生した日から起算して3年を経過

する日までの間に限る。

- (1) 被災市街地復興特別措置法第21条に規定する滅失した住宅に居住していた者又は移転が必要となった者
 - (2) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者
- 附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

- 9 平成25年4月1日前から引き続き普通県営住宅又は知事が別に定める改良県営住宅に入居している者について、当該者が同月以後に当該普通県営住宅又は改良県営住宅に入居した場合に適用されるべき同月以後の家賃の額が当該者に係る同月前の家賃の額を勘案して知事が算定する額（以下「従前家賃相当額」という。）を超える場合において、知事が当該者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第23条第1項、第24条、第42条第1項又は第43条第1項の規定にかかわらず、当該者が同月以後の家賃として支払うべき額は、従前家賃相当額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に1項を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。